

東教第1998号  
平成29年3月23日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

平成29年度当初給与関係書類の提出について（通知）

給与の資金前渡担当者及び特別支援学級担当について、下記のとおり書類を御提出ください。

記

1 提出書類

（1）給与の資金前渡担当者に変更がある場合

提出書類：給与の資金前渡担当者の指定について【別紙1】  
提出部数：**2部**  
提出期限：4月7日（金）

（2）特別支援学級担当に充てられる、又は解任される場合

提出書類：特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書【別紙2】  
提出部数：**2部**  
提出期限：事実の生じた日後15日以内

2 提出場所

東部教育事務所 総務・給与担当 ※郵送可

3 その他

資金前渡担当者口座の名義変更を行った場合は、その都度報告をしてください。

東部教育事務所 総務・給与担当  
TEL 048-737-2727・2726

別紙 1

平成 第 年 月 日

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
埼玉県教育局東部教育事務所長

学校長名 印

給与の資金前渡担当者の指定について（届出）

埼玉県財務規則第 55 条及び電子計算による給与管理事務処理要綱の規定に基づき、  
下記の職員を給与の資金前渡担当者に指定しましたので、届け出ます。

記

1 職 名 \_\_\_\_\_  
2 氏 名 \_\_\_\_\_  
3 指 定 し た 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

|             |
|-------------|
| 学校コード （ゴム印） |
|             |

（注 1） この届出は学校長において 2 部作成し、2 部とも教育事務所へ提出する。  
教育事務所は 1 部を保管し、1 部を教職員課へ提出する。

（注 2） 人事異動等により、年度途中で資金前渡担当者を変更した場合にも必ず届け  
出ること。

|                |  |
|----------------|--|
| 学 校 名<br>学校コード |  |
|----------------|--|

平成 年 月 日

埼玉県教育局東部教育事務所長

校長 印

本校における特別支援学級の担当（解任）を、下記の者に命じたのでお届けします。

記

特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書

| 氏 名<br>職 員 番 号 | 職 名 | 特別支援学級<br>担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日) | 週 担 当 時 数            |             |         | 特学<br>別級<br>支援<br>担任 | 備<br>考 | ※<br>判<br>定 |
|----------------|-----|--------------------------------------------------|----------------------|-------------|---------|----------------------|--------|-------------|
|                |     |                                                  | 特 別 支<br>援 学 級<br>時数 | そ の 他<br>時数 | 計<br>時数 |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |
|                |     | 担当<br>年 月 日から<br>年 月 日まで<br>(解任 年 月 日)           |                      |             |         |                      |        |             |

備考 事実の生じた日後 15 日以内に教育事務所（さいたま市立小中学校にあってはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長）へ提出のこと。